

PTA 細則：理事選出ルール

令和6年1月12日 作成

[1. 任期]

1-1. 理事の任期は1年間とする。

[2. 選出の流れ]

1月上旬

来年度の本部役員が選出されたことを確認する。

確認後、現理事に「理事選出のお願い」の文書を配布する。

～1月末

各クラスで来年度の理事を選出する。

決まり次第、「理事選出のお願い」の文書に記入・提出する。

この時点で希望の専門部を記入すること。

※理事選出は現本部役員主導で行うこと。

2月中旬

第3回 PTA 役員理事会で、来年度の理事を発表、確認する。

4月中旬

第1回 PTA 役員理事会で、各理事が担当する専門部を決定する。

また、各専門部長を話し合いで決定する。

[3. 選出対象者]

3-1. 全学部(高中小幼)の各クラスから1名を選出する。

3-2. 本部役員と理事は兼任できないものとする。(本部役員選出ルール 6-1)

3-3. 海外籍の保護者については、意思疎通の状況を考慮すること。

3-4. 昨年度、本部役員・理事を担当した人は対象外とする。

但し、本人が希望する場合はこの限りではない。

3-5. 兄弟姉妹など、1世帯から複数名の生徒が在籍している場合、他学年と相談・調整しながら決定すること。

[4. 専門部決定方法]

- 4-1. 各理事が担当する専門部は、各理事が出した希望を基に決定する。
- 4-2. 基本、各専門部の人数は均等に分けるものとする。
均等に分けきれない場合は、本部役員と渉外部で人数を調整する。
- 4-3. 人数が多い専門部については、該当専門部に希望を出した理事同士で話し合い、調整する。

[5. その他]

- 5-1. 上記内容以外については、本部役員が話し合い決定するものとする。
- 5-2. 当ルールは PTA 会則の変更を妨げるものではない。
- 5-3. 当ルールが実際の運用から解離する時は、本部役員が話し合い随時変更すること。